

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月2日
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司 Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 カン・ユエン・カオ (Kung Yuen-Kao, Chief Executive Officer)
【最高財務責任者の役職氏名】	最高財務責任者 ワン・ピン (Wang Bin, Chief Financial Officer)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中川 秀宣
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23F・24F TMI総合法律事務所
【電話番号】	03(6438)5511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

最高経営責任者のカン・ユエン・カオ及び最高財務責任者のワン・ビンは、新華ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2012年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告への金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社17社については、連結財務報告に与える重要性が僅少であると判断したため、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当第2四半期連結期間の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高いものから合算していく、当第2四半期連結期間の連結売上高の2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高と売掛金に関わる業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、(1)重要な虚偽記載の発生可能性が高く、(2)見積り及び経営陣の予測を伴う重要な勘定科目に係る、並びに / 又は (3)リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、重要な業務プロセスとして評価対象に追加しております。

また、当社は、当第3四半期連結期間の売上高が連結売上高の2/3に達している事業拠点を再評価しました。その結果、「重要な事業拠点」に変更が無いことを確認しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

韓国と米国における一定の重要な事業拠点における評価範囲には一定の制約があります。韓国における教育事業はキジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッド（2012年12月期の売上高の6%を占めます。）とGMSエデュケーション・カンパニー・リミテッド（2012年12月期の売上高の8%を占めます。）からなり、米国における事業はストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インク（2012年12月期の売上高の14%を占めます。）からなります。これらに関わる制約は、それぞれ2012年5月31日のキジューン・エデュケーション・カンパニー・リミテッド及び2012年8月1日のGMSエデュケーション・カンパニー・リミテッドの事業の停止による、韓国における教育事業の停止、並びに2012年第4四半期におけるストーン・アンド・マッカーシー・リサーチ・アソシエイツ・インクの資産売却に起因するものです。